



企業の皆さん、
大月市を応援してください！

地方創生応援税制
(企業版ふるさと納税)のご案内



Designed by MOMOHANA

『大月桃太郎伝説』

※大月市には桃太郎にちなんだ
地名が多数存在しています。

制度概要

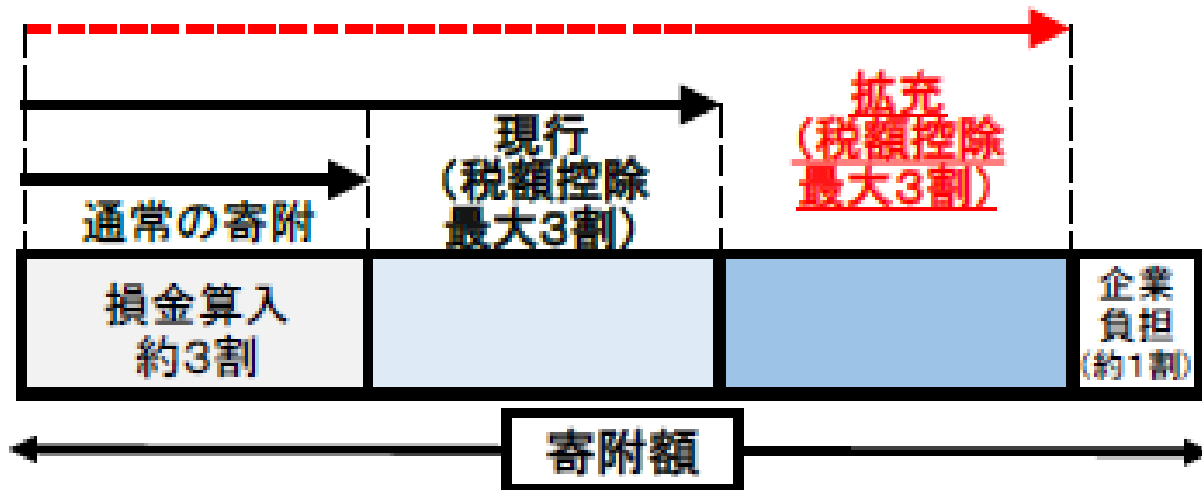
◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは？

この制度は、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の皆様からの寄附を活用し、地方創生の取り組みを促進させることを目的として創設されました。

大月市では、「第2期大月市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる取り組みの推進を図るため、企業の皆様からの寄附を募っています。

◆税額控除する課税の優遇措置

国から認定された「第2期大月市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載された事業に対して企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大約9割に相当する額を税額控除する課税の優遇措置が受けられる仕組みとなりました。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減

<各税目ごとの特例措置>

- ①法人住民税：寄附額の4割を税額控除
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税：寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

～企業版ふるさと納税寄附手続きの流れ～

①寄附申出書の提出 【寄附企業様→ 大月市】

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書」に、以下の項目等を記載のうえ、大月市企画財政課へご提出をお願いします。

①寄附金額 （※寄付額は10万円以上となります。）

②企業名・住所・本社所在地

※大月市内に本社が所在する企業からの寄附は対象外となります。
(この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。)

③決算時期 (12月末日・3月末日等)

④納付時期 随時

⑤市ホームページへの法人名等の公表の有無

【留意事項】

自治体が法人に対して、寄附の代償として経済的な利益を供与することは禁止されています。(補助金の交付、低金利の貸付、入札の便宜等)

②寄附金額の納付 【寄附企業様 → 大月市】

「寄附申出書」を提出後、納付時期までに、「納付書での窓口納付」の方法で大月市へ寄附をお願いします。

③受領証の発行 【大月市 → 寄附企業様】

寄附の受領を確認した後に、大月市から企業様に「受領証」を発行します。受領月日は寄附を行った日となります。

税務署等に対して受領証を添付し、地方創生応援税制の適用がある旨を申告することで、税制上の優遇措置を受けることができます。

④事業費確定報告書の送付 【大月市 → 寄附企業様】

本市のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費が確定した際には、寄附企業様に対して、確実に事業に充当した旨の報告書を送付します。

【お問い合わせ先】

大月市総務部企画財政課
地域活性化担当

住所：大月市大月2-6-20

電話：0554-23-5011